

## 渡島西部広域事務組合告示第15号

令和5年度及び令和6年度の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に  
必要な資格等

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第2項及び第167条の11第2項の規定により、令和5年度及び令和6年度において、渡島西部広域事務組合が発注する工事又は製造の請負、物品の買入れ、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和4年12月29日

渡島西部広域事務組合管理者 鳴海 清春

### 記

#### 第1 資 格

##### 1 基本的資格要件

渡島西部広域事務組合が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 政令第167条の4第1項(政令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しない者。
- (2) 政令第167条の4第2項(政令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者。
- (3) 税金を誠実に納めていることを認められる者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に定める暴力団等に該当しない者。

##### 2 契約の種類による資格要件

###### (1) 工事の請負契約

ア 工事の請負契約(塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事及び造園工事に係る契約を含む。以下同じ。)についての競争入札参加資格は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ① 令和5年1月1日現在において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上その営業を行っていること。
- ② 令和5年1月1日の直前2年度のいずれかの決算において、完成工事高を有していること。
- ③ 建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、令和5年1月1日の直前2年度分決算により国土交通大臣又は、都道府県知事が行う経営に関する事項の審査を受けて

いること。

④ 社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に未加入の者でないこと。(個人事業主であって社会保険等の適用除外となる者を除く。)

イ 工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる事項について行った審査の結果及び北海道の格付け等を総合的に勘案したうえで数種類に格付けされるものとする。

① 客観的審査事項

建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通省告示に定められた項目とする。

② 主観的事項

工事施工成績等

(2) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所について登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものはこの限りでない。

イ 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。

ウ 令和4年1月1日から12月31日までの間に売上高を有していること。

(3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。

イ 令和4年1月1日から12月31日までの間に売上高を有していること。

(4) 測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による登録を受けた者であること。

イ 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。

ウ 令和4年1月1日から12月31日までの間に売上高を有していること。

(5) 物品の購入又は印刷物の製造及び業務委託に係る契約

物品の購入又は印刷物の製造及び業務委託に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。

イ 令和4年1月1日から12月31日までの間に売上高を有していること。

(6) その他に係る契約

その他に係る契約については、前各号に準じて取扱うものとする。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された中小企業等組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭

和32年法律第185号)の規定に基づき設立された協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次の各号のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
- (2) 協業組合及び中小企業等協同組合のうち企業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格者であつた者が構成員の過半数を占めているとき。

#### 4 資格要件の有効期間

資格の有効期間は、令和5年度及び令和6年度とする。ただし、共同企業体については、令和5年度とする。

### 第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者となったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取消されたとき。
- (4) その他第1の2に定める資格要件のいずれか又は第1の3の各号に定める要件を欠くに至ったとき。

### 第3 資格審査の申請の時期及び方法

#### 1 申請時期

- (1) 令和5年2月1日から令和5年2月28日までとする。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
- (2) 共同企業体に係る申請時期は、当該共同企業体が結成されたときとする。
- (3) 中小企業等協同組合又は協業組合が経済産業局長の行う官公需の受注に係る適格組合証明を受けたときは、当該中小企業等協同組合又は協業組合については第1号及び第2号によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (4) 企業組合又は協業組合において、その構成員の過半数が競争入札参加資格者であるときは、第1号及び第2号によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。
- (5) 特に管理者が認めた者に係る申請時期は、管理者の指定する日とする。

#### 2 申請の方法

##### (1) 工事の請負契約

工事の請負契約についての申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし証明書に係る書類については、写しでも構わないものとする。また、管理者が指定する業者について不要と認めた場合については、その書類の提出を要しないものとする。

ア 北海道市町村統一様式のうち、様式1から様式10までの該当する様式

イ 国税(その3・未納税額のないこと用)道税及び町税等の納税証明書

(※道税・町税等とも未納税額がない証明書でも可)

- ウ 印鑑証明書
- エ 過去2カ年分に係る決算書
- オ 誓約書

(2) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書に係る書類については、写しでも構わないものとする。また、管理者が指定する業者について不要と認めた場合については、その書類の提出を要しないものとする。

- ア 北海道市町村統一様式のうち、様式1から様式10までの該当する様式
- イ 国税(その3・未納税額のないこと用)道税及び町税等の納税証明書  
(※道税・町税等とも未納額がない証明書でも可)

- ウ 印鑑証明書
- エ 過去1年分に係る決算書
- オ 誓約書

(3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書に係る書類については、写しでも構わないものとする。また、管理者が指定する業者について不要と認めた場合については、その書類の提出を要しないものとする。

- ア 北海道市町村統一様式のうち、様式1から様式10までの該当する様式
- イ 国税(その3・未納税額のないこと用)道税及び町税等の納税証明書

- ウ 印鑑証明書
- エ 過去1年分に係る決算書
- オ 誓約書

(4) 測量に係る契約

測量に係る契約についての申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書に係る書類については、写しでも構わないものとする。また、管理者が指定する業者について不要と認めた場合については、その書類の提出を要しないものとする。

- ア 北海道市町村統一様式のうち、様式1から様式10までの該当する様式
- イ 国税(その3・未納税額のないこと用)道税及び町税等の納税証明書

- ウ 印鑑証明書
- エ 過去1年分に係る決算書
- オ 誓約書

(5) 物品の購入又は印刷物の製造に係る契約

物品の購入又は印刷物の製造に係る契約についての申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書に係る書類については、写しでも構わないものとする。また、管理者が指定する業者について不要と認めた場合については、その書類の提出を要しないものとする。

- ア 渡島西部広域事務組合様式
- イ 商業登記簿謄本(法人のみ)

- ウ 身分証明書(個人営業者のみ)
- エ 営業証明書(個人営業者のみ)
- オ 従業員名簿(個人営業者及び資本金100万円未満の法人のみ)
- カ 許認可に関する証書の写し(該当ある場合のみ)
- キ 国税(その3・未納税額のないこと用)道税及び町税等の納税証明書  
(※道税・町税等とも未納額がない証明書でも可)
- ク 印鑑証明書(実印以外を使用する場合はほかに使用印鑑届)
- ケ 過去1年分に係る決算書
- コ 誓約書

(6) 業務委託に係る契約

業務委託に係る契約についての申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書に係る書類については、写しでも構わないものとする。また、管理者が指定する業者について不要と認めた場合については、その書類の提出を要しないものとする。

- ア 渡島西部広域事務組合様式
- イ 商業登記簿謄本(法人のみ)
- ウ 身分証明書(個人営業者のみ)
- エ 営業証明書(個人営業者のみ)
- オ 従業員名簿(個人営業者及び資本金100万円未満の法人のみ)
- カ 主な契約実績
- キ 技術者名簿
- ク 許認可に関する証書の写し(該当ある場合のみ)
- ケ 国税(その3・未納税額のないこと用)道税及び町税等の納税証明書  
(※道税・町税等とも未納額がない証明書でも可)
- コ 印鑑証明書(実印以外を使用する場合はほかに使用印鑑届)
- サ 過去1年分に係る決算書
- シ 誓約書

(7) 経常建設共同企業体の請負に係る契約

経常建設共同企業体の請負に係る契約についての申請は、次の申請要件を満たしていることとする。

ア 企業体の構成

- a 申請する業種について、同一等級又は直近等級に属する者の組み合わせとする。  
(格付けをする業種に限る。)
- b 2社以内で構成されていること。
- c 共同施工方式(甲型)の共同企業体であること。

イ 構成員の要件

- a 申請する業種について、渡島西部広域事務組合の入札参加資格を有していること。
- b 申請する業種について、建設業の許可を有してから営業年数が4年以上あること。  
ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、営業年数が4年未満であっても同等として取り扱うことができるものと

する。

- c 申請する業種に対応する工事について、元請としての実績があること。
- d 申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

#### ウ 出資比率

- a 全ての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。(2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上)

#### (8) その他に係る契約

その他に係る契約についての申請は、前各号に準じて取り扱うものとする。

### 3 資格審査の再申請及び変更届

- (1) 競争入札参加資格者は、次に掲げる号のいずれかに該当したときは、再度、資格審査の申請をするものとする。

ア 競争入札参加資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転した場合。

イ 中小企業等協同組合及び協業組合がその構成員を変更した場合。(企業組合を除く中小企業等協同組合にあっては、変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員のときに限る。)

- (2) 前号の申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書に係る書類については、写しでも構わないものとする。

ア 北海道市町村統一様式のうちの様式11(物品の購入又は印刷物の製造及び業務委託以外の場合)

イ 競争入札参加資格変更審査申請書(物品の購入又は印刷物の製造及び業務委託の場合)

ウ その他再申請を行う事由に係る書類

- (3) 競争入札参加資格者は、住所、商号又は名称、法人の代表者氏名、組織、実印、電話番号、支店等の名称、主たる事業、支店長名等を変更したときは、競争入札参加資格関係事項変更届を提出するものとする。

- (4) 前号の届け出は、次の書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書に係る書類については、写しでも構わないものとする。

ア 北海道市町村統一様式のうちの様式12(物品の購入又は印刷物の製造及び業務委託以外の場合)

イ 競争入札参加資格関係事項変更届(物品の購入又は印刷物の製造及び業務委託の場合)

ウ その他再申請を行う事由に係る書類

### 4 申請の場所

渡島西部広域事務組合事務局(申請書提出先)とする。ただし、郵送による提出も受付するものとする。